

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:平成 31 年 3 月 15 日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	平成30年5月31日
	事業所との評価結果の確定日	平成31年3月14日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1)事業者概況

事業所名称	中山いづみこども園	種 別	保育所型認定こども園		
事業所代表者名	園長 住吉 貴久	開設年月日	平成16年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 三篠会	定 員	160人	利用人数	145人
所 在 地	〒732-0024 広島県広島市東区中山南1丁目5-36				
電話番号	082-289-8800	FAX番号	082-289-8805		
ホームページアドレス	<a href="http://www.misasakai.or.jp/shisetsu/nakayamaizumi.php">http://www.misasakai.or.jp/shisetsu/nakayamaizumi.php</a>				

### (2)基本情報

サービス内容(事業内容)		事業所の主な行事など	
○ 0歳児から5歳児の保育		毎月:避難訓練, 消火訓練, 身体測定, 誕生会	
○ 延長保育(夕方1時間)		入学式, 卒園式, 親子遠足, 運動会, 保育参観,	
○ 一時保育		JR体験遠足, お茶会	
○ 障害児保育		季節行事など	
○ 子育て支援・園庭開放			
居室の概要		居室以外の施設設備の概要	
○ 総保育室数	7室	事務室:1, 医務室:1, 給食室:1, トイレ:4,	
○ 保育室	6室	調乳室:1, 砂場:1, 足洗い場:1, プール:1	
○ 一時保育室	1室		

### 職員の配置

職 種	人 数(うち常勤人数)	職 種	人 数(うち常勤人数)
施設長	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
主任保育士	1人(1人)	調理員	5人(0人)
保育士	32人(18人)		人(人)
事務員	1人(1人)		人(人)
	人(人)		人(人)

## Ⅱ. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

中山いづみこども園(旧:中山いづみ保育園)は社会福祉法人三篠会が地域で働く女性のためにと、平成16年に定員80人の保育所として開設されました。その後も地域のさらなる要望に応じて年々定員を増やし、平成30年には定員を160人に増やし、保育所型認定こども園に移行されています。園は交通の便の良い市街地にあり、近くの公園や教育機関、隣接する福祉センターなどの社会資源を活用し、地域住民やボランティアの協力を得て運営されています。

施設は1、2階が0歳～2歳児の保育室となっており、室内は間仕切りや物の配置で家庭の生活空間を演出するなど、工夫された環境でした。3階は3歳～5歳児の保育室があり、限られた空間の中で、各廊下には木製の遊具がはめ込まれ、本棚が配置されるなど、子どもが遊具等を自由に使える環境が整えられていました。

園では様々な事業を行っており、障害の特性に応じた保育が行えるように準備されています。また、卒園生が学校からの帰宅途中に立ち寄り、行事などには同窓会のように親子で参加してくれています。園での育ちが子どもたちの心の柱となり、子どもたちの成長を見届けることが職員の喜びでもあると話されるなど、地域に開かれた園として着実に進められています。

第三者評価は今回で3回目の受審になり、今回も若手の職員と主任、2年目を迎える園長が一項目ずつ話し合っって自己評価を行うことで、今後の取り組むべき課題に気づくことができましたとのことです。受審当日は現場の職員も同席し、それぞれの考えや熱い思いを沢山聞くことができました。

### ◎特に評価の高い点

(1)人材不足や決して広いとは言えない敷地という厳しい状況ではありますが、地域に開かれた園をめざし、延長保育、一時預かり、障害児保育、待機児童等対応サービス、園庭開放など、地域の要望に応じて様々な事業に努力されていることに敬意を表します。

(2)園は「子どもの最善の利益」を事業の中心に据え、年度の全体計画には理念、基本方針、目標を明記し、年齢ごとの保育計画と指導計画、そして、月案、週案によって細やかな保育に努め、内容と成果が丁寧に記録されていることから、計画的且つ実践力の高い保育に取り組まれていることが伺えました。

(3)日頃から、職員集団の自発性が発揮され、活発な話し合いが実践されています。保護者と子どもが安心して過ごせる保育をめざすことが職員の成長にもつながっており、園児や保育内容を若手職員が熱く語るなど、結束力が高い職員集団でした。また、園長や主任が自由に意見を述べ合える雰囲気づくりに努め、保育現場や各種計画にも積極的に指導・助言を行う仕組みが定着することで、保育全般の質を高めています。

(4)食育に対する熱心で積極的な姿勢や工夫が、園庭での野菜作り、田植えから稲刈りまでの米の育ちの見学、バイキングやクッキング、行事食、弁当箱に給食を詰めてのお出かけなど、随所に現れていました。

### ◎特に改善を求められる点

(1)法人理念や方針は職員手帳への記載や法人研修で浸透を図られていますが、今後は、保護者や地域住民にも法人がめざす方向性を幅広く周知してもらえぬ取り組みとして、園内に法人理念や基本方針の掲示を提案します。

(2)中・長期計画については、法人及び園単独においても明文化されていません。今後は、組織の結束力や職員の目的意識を更に高めるためにも、法人全体で検討され、中・長期計画を策定されることを提案します。

(3)清掃等は毎日担当を決めて実施されていますが、清掃後のチェックをはじめ、記録や研修後の報告、職員会議等の具体的な周知方法が確認できませんでした。今後は、実績の証として、管理者や他の職員によるチェック体制の見直しや職員間で情報共有を図られることを期待します。

## Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回、第三者評価を受審し、評価機関による別視点の課題が発見できました。この結果をふりかえり、よりよいこども園運営を図っていきたく思います。

第三者評価を受けるにあたって、多くの職員が参加しました。職員が一項目ずつ自己評価をしていき、職員会議の場で園として一つの自己評価にまとめました。この作業の中でここはどういう意味だろう、どのようにとらえればいいのか等の質問や意見等が出てきました。まとめる中で、職員一人ひとりがこども園の制度や運営のことを理解しようとし、職員同志で意見をすりあわせることで新たな発見がありました。このとりまとめ作業が今回の取り組みで大きな成果だったと思います。今後の保育に活かしていきたく思います。ありがとうございました。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	<p>法人としての理念・基本方針が明文化されています。法人理念が記載された「歩・実・心(あゆみのこころ)手帳」を職員に配布し、いつでも手に取って見られるようにされています。法人研修では、理事長から法人理念の話を直接聞く機会があり、年度末の全体会議では、法人理念や基本方針を職員と確認し、意識の統一が図れるように努められています。保護者には保育説明会や入園時に入園のしおりやパンフレット等で、保育理念や保育方針、保育目標等を説明されています。</p> <p>◎今後は、保護者や地域住民にも法人がめざす方向性を幅広く周知してもらえぬ取り組みとして、園内に法人理念や基本方針の掲示を提案します。</p>
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	<p>毎年、1年間の取り組み状況を踏まえて、事業計画の作成や見直しを行われています。保護者に対してアンケートを実施したり、民生委員・児童委員との協議で地域の実状把握や意見交換を行うなど、事業計画の見直しに反映できるようにされています。</p> <p>◎中・長期計画については、法人及び園単独においても明文化されていません。今後は、組織の結束力や職員の目的意識を更に高めるためにも、法人全体で検討され、中・長期計画を策定されることを提案します。</p>
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	<p>園長は自らの役割や責任を明確にし、会議等で職員に考えを述べられています。個人情報取り扱いなど遵守すべき法令についても、職員会議で周知徹底されています。園長は園全体の現状把握や管理に努め、日々の保育対応は主任やリーダーに判断を任せるなど、職員相互の連携を図り、業務の効率化に取り組まれています。職員と面談を行い、保育への取り組み状況を確認しながら、各職員の希望や適性等を考慮して、人員配置等を検討されています。</p>
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	<p>園は地域の実状、待機児童や近隣保育園の開設状況等の動向を把握し、今後の見通しを持った中で、平成30年度から保育所型認定こども園へ移行されています。一時保育や延長保育は、保育の必要な子どもや保護者のニーズに合わせた支援ができるよう努められています。園は種別協議会団体に所属するなど、地域の保育動向の把握に努められています。定期的に光熱費等のコストの分析を行い、公認会計士による外部監査を導入するなど、経営状況の分析や改善すべき課題について助言や指導を受けられています。</p>
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	<p>法人の事業計画に基づき、計画的な職員の採用、配置が行われています。毎年、法人主催で行われる「ベストサービスアワード」で園の1年間の取り組みを発表する機会があり、過去にベストサービス賞を受賞するなど、責任感をもった仕事のやりがいや達成感・魅力の発信等に努められています。職員の希望面談が行われ、自己目標や学びたいことを聞き取り、研修機会に繋がられています。福利厚生として、連続3日間取得できる「フレッシュアップ休暇」の実施や社会福祉従事者互助会事業等に加入されています。日頃のミーティングで意見交換を行い、協議が必要な事案は上司に報告する体制を敷かれています。研修報告は記録することで、情報共有に努められています。保育士の実習プログラムは養成校の意向への対応にできる限り努め、受け入れ体制や指導の取り組みを丁寧に行われています。実習マニュアルは、各クラスの教室や事務室に常備されています。高校生の魅力体験実習、インターンシップ、中学生の職場体験等の受け入れも行われています。</p>
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	<p>施設内安全点検表を用いて、月に1回遊具等のチェックを実施し、安全確保に努められています。実践研修(消防署との連携による救命救急の研修、SIDS《乳幼児突然死症候群》研修、エピペン講習等)を行い、緊急時の職員体制を明確にされ、意識の向上に努められています。事故の予防や改善については、「ヒヤリハット、事故報告書」を基に原因分析を行い、改善内容を職員に周知されています。</p>

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	公園や隣接する福祉センターホールを活用し、保育環境を食事と遊ぶスペースに分ける工夫をされています。子どもの成長発達に応じて、随時、保育環境の見直しが行われています。園内の清掃や整備は保育士により各クラスやシフト等で分担されています。業者により、エアコンや保育室のワックスは毎月行われ、定期的に廊下や窓、給食室等の清掃も行われています。トイレは、成長段階に応じて設置され、特に臭気は気になりませんでした。害虫駆除も定期的に点検が行われています。 ◎清掃の当番表はありますが、清掃後のチェックが行われていないようでした。実績の証としても、管理者や他の職員によるチェック体制の見直しを図られることを期待します。
	(5)地域との連携 自己評価：NO.16	園長は民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と積極的な意見交換や情報交換に努められており、近隣小学校の校庭委員会に参加するなど、地域住民や地元関係機関との意見交換をされています。園に隣接する福祉センターまつり等に積極的に参加し、歌などを披露されています。ボランティアを受け入れるとともに、保育実習等の受け入れも行われています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18	園長は地域の区社会福祉協議会の役員を務め、現場の取り組みや課題等を伝えられています。地域の会合や他団体の行事等にも積極的に出席することで、制度に関する情報や意見を収集する機会とされており、園の情報発信や運営に反映されています。財務諸表については、法人全体のホームページに掲載されています。
3 適切な福祉サービスの実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO.19-24	園の保育方針である「笑顔と真心をもって保育にあたる」ことを基本に、健康で明るく、感謝と思いやりがあり、創造性豊かな子どもの成長支援を保育目標として、子どもの一人ひとりの身体的、情緒的、社会的な健全育成が図られています。虐待、人権等の研修に積極的に参加し、職員に周知されています。子どもや保護者の個人情報に厳重に管理され、面談は個室を利用されています。日頃から保護者とコミュニケーションを取り、相談しやすい雰囲気づくりに努めることで、信頼関係の構築を心がけられています。意見箱の設置やアンケートの実施、送迎時の会話の中で保護者の意見や思いを汲み取り、対応できる体制を取られています。保護者から園に寄せられた保育ニーズは、園便りや保育説明会等の機会を通じて報告されています。苦情処理体制は園内にも掲示されており、保護者の同意や意向を得て、必要に応じて苦情内容を保護者懇談会や保育説明会で伝えるなどの対応をされています。外部研修を通じて保護者への支援のあり方を学んだり、園全体で保護者対応の協議が行えるように努められています。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28	この度の第三者評価は3回目の受審となります。第三者評価を実施する過程で、サービス編の自己評価に多くの職員が関わり、現場の意見や思いなどを反映されています。日々の保育を円滑に進めるため、各種マニュアルを整備し、活用されています。子どもへの関わりについて、職員間で統一した保育が行えるように、保育状況の個人記録を毎日手書きで作成されています。職員会議の他、普段から各クラス間でお互いの保育状況や園児の様子を情報共有することで、自分のクラスだけではなく、他のクラスの様子も分かるように努められています。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO.29-32	パンフレットやホームページ、入園のしおり等を活用され、保護者に保育時間等の必要な情報を分かりやすく伝えられています。毎月、手書きの園だよりやクラスだよりで、行事や日々の園での様子を発信されています。園見学の積極的な受け入れや、公民館だよりへの掲載など、園の選択や利用に必要な情報を提供されています。保育の継続性に配慮した引き継ぎが行えるように、転園がある場合は、保護者同意のもと、保育に関する情報提供が行われています。転園・卒園後も、子どもや保護者が気軽に園に立ち寄れる雰囲気づくりや相談しやすい体制を整えられています。

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編: 保育所

<p>1 事業所運営体制の基本</p>	<p>(1)サービスの質の確保 自己評価: N0.1-3</p>	<p>クラス会議や週1回のリーダー会議、月1回の職員会議等を開催し、職員間で必要な情報共有をされています。会議に参加できない職員には、議事録や資料を作成して、各自で情報収集を行える体制がとられています。加えて、主任・リーダーなど保育経験の長い職員や中堅職員を中心に、園内やクラスで助言できる関係や相談できる仕組みが整えられています。専門職から指導や助言を受ける仕組みとして、療育センター等と連携し、子どもや保護者等の対応について、相談が行える体制が取られています。子どもの保育記録は、保育日誌にその都度記載し、鍵付きのロッカーに厳重に保管されています。 ◎記録や研修後の報告、職員会議等の具体的な周知方法等が確認できませんでした。実績の証を残すなどチェック体制を工夫し、職員間で情報共有を図られることを期待します。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(1)発達援助の基本 自己評価: N0.4-8</p>	<p>園では保育課程を基に子ども一人ひとりの状況に合わせて、個別計画を作成されています。指導計画は、保育士が子どもの成育歴や発達、家庭状況を基に子どもの気持ちを受け止めて、保護者の状況に配慮しながら、安心して過ごせる園づくりに努められています。同法人の高齢者施設や近隣の福祉センターと関わりを持ち、地域の祭りへの参加、小・中学校の交流事業や実習生との関わり等、積極的に世代間交流が行われています。子どもには交流の目的を丁寧に説明し、保護者には園だよりや行事新聞で取り組みを知らせています。性差への先入観による固定的な概念で保育を行わないように心がけられています。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(2)健康管理・食事 自己評価: N0.9-14</p>	<p>子どもの健康管理に関するマニュアルを整備し、健康状態を確認されています。保護者に対して、子どもの病気や欠席状況を園内の掲示板で伝え、保健だよりを通じて、注意喚起や家庭での対応を促されています。年2回の健康診断の結果は、担任者や職員に周知されています。アレルギー対応のマニュアルを整備し、緊急時の対応やエピペンの使用方法、消防署と連携して園内研修を繰り返すなど、現実的な対応ができる体制を取られています。アレルギー疾患により、除去食が必要な子どもの気持ちに配慮し、代替食を提供されています。誤食のないよう、個別のトレーを使い、取り間違えがないよう徹底されています。一緒に同じものを食べられる対応食も提供されています。子どもの成長に合わせて、机やイスの高さ、足置きの使用、食器の種類等の工夫も行われています。食育計画を立て、季節を感じられる献立や行事食等を取り入れられています。各保育室で炊飯器でご飯を炊いて、おむすびを作ったり、園庭で収穫した野菜を給食室で調理してもらうなど、食育への関心や感謝の気持ちが高められるように創意工夫されています。保護者向けの試食会や給食参観を実施したり、献立メニューを配布するなど、情報提供も行われています。</p>
<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(3)保育環境 自己評価: N0.15-17</p>	<p>各クラスは温度調整を行い、換気や加湿器を使用し、子どもが居心地良く過ごせる環境を整えられています。保育室や乳幼児が口にする玩具は毎日消毒されており、室内に常設する自動おしぼり機により、常に清潔が保たれています。毎月、園内や遊具の点検、園庭の整備も行われています。限られたスペースを活用するため、室内は間仕切り等を使用し、物の配置で家庭的な生活空間を演出するなど工夫されています。子どもが自分で取り出すことができる場所に玩具や道具を置き、各廊下にも木製の遊具がはめ込まれ、本棚が配置されるなど、子どもが遊具等を自由に使える環境が整えられています。子どもの発達や興味に合わせた玩具や環境について、職員間で話し合い、その都度環境を整え、再構築が行われています。</p>

2 子どもの発達援助	(4)保育内容 自己評価：NO.18-23	<p>日常の保育生活や集団遊びを通じて、約束や順番など社会的ルールを習得できるように取り組まれています。地域の公園へ散歩に出かけ、自然や身の周りの環境に興味を持てる機会を設けられています。手話教室を通し、言葉以外の表現方法でさまざまな人とのコミュニケーション能力が身につくよう取り入れられています。園庭に野菜や花を植えたり、動物の飼育を通して興味を持てるようにされています。SIDS(乳幼児突然死症候群)マニュアルを職員全体で周知し、緊急時に備えた訓練を繰り返し行われています。乳児保育については、生活の動線を食事・午睡・遊びのスペースなど家庭環境を意識して、子どもたちの生活リズムに合わせられています。長時間保育は、忙しい保護者の気持ちに寄り添えるように努め、子どもが家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるように配慮されています。障害児保育は、保護者と一緒に療育センター等に同行するなど、他機関や病院との連携や支援体制の構築に努められています。園内の階段に勾配があるため、必要に応じて障害児や来園者にエレベーターを活用してもらうよう呼びかけています。また、園内全ての窓には紫外線カットの対応として、遮光フィルムが貼られています。</p>
3 子育て支援	(1)保護者等への支援 自己評価：NO.24-28	<p>保護者とは、連絡帳や送迎時などの会話を通じて、情報を共有し、緊急時には携帯メールで一斉送信が行われています。懇談会や手書きの園だより、園内掲示物等を通じて、園での生活の様子を伝えることで、保護者の理解や信頼につながられています。保護者同士でコミュニケーションが取りやすいように、参加型の保育参観を実施されています。虐待等のマニュアルを整備し、職員がいち早く気づくことができるように会議や園内研修が行われています。虐待が疑われる場合は、写真や経過の記録と併せて園内でケース会議や今後の対応について協議し、関係機関への情報提供や必要な連携を取ることとされています。</p>
4 子どもの安全	(1)安全・事故防止 自己評価：NO.29-31	<p>食中毒や感染症に関するマニュアルを整備し、園内で流行している症状や感染症がある場合は、職員が情報を共有され、適切に対応できるようにされています。保育中のヒヤリ・ハット事例は全職員で共有、改善策を検討されています。事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制とするため、避難訓練は実践につながる判断、行動力など臨機応変な対応力を求めた訓練をめざされています。不審者への対応として、地域や園内における挨拶や声かけを行い、発見した場合の合言葉を職員に周知するなど、対応されています。園内は出入り口を施錠し、建物の死角には監視カメラを設置、事務室でモニターを確認するとともに、各保育室には警備会社へ直接通報できるシステムを設置されています。</p>
5 地域との関わり	(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：NO.32-34	<p>必要に応じて、保護者に関係機関の情報提供を行うとともに、一緒に支援できる体制づくりを取られています。年長児が小学校に行き1年生と交流したり、小学校入学前に保育要録を送って、小学校職員に子どもや保護者の様子を引き継ぐなど、必要な協力体制を取られています。毎月、園庭開放により、地域の親子と交流を図りながら、入園や育児相談、施設見学を行う等、地域の子どもへの支援と育児・子育て支援を行われています。一時保育は同じ職員が関わることで、育児相談を受けやすい体制を取られています。緊急の入所が必要な場合は、関係機関と連携を取り、速やかに対応できるようにされています。</p>

# 自己評価・第三者評価の結果(管理運営編)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織

### (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念, 基本方針が確立され, 明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	B	○

### (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	D	C	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており, 内容が周知されていますか。	C	A	

### (3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし, 遵守すべき法令等を理解していますか。	B	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上, 経営や業務の効率化と改善に向けて, 取り組みに指導力を発揮していますか。	C	A	

## 2 組織の運営管理

### (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して, 改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

### (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて, 実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し, 必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて, 積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

### (3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し, 対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	---------------------------------	---	---	--

### (4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は, 利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	B	B	
15	環境衛生	事業所(施設)は, 清潔ですか。	A	B	○

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切に、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	A	
----	--------	----------------------------------------	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えていきますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

**3 適切な福祉サービスの実施****(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	利用者満足度の向上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

**(2)サービス・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	A	A	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	C	A	

**(3)サービスの開始・継続**

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、同意を得ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	B	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	



## 自己評価・第三者評価の結果(サービス編:保育所版)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

## 1 事業所運営体制の基本

## (1)サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	B	A	

## 2 子どもの発達援助

## (1)発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	A	A	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	C	A	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな人との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	A	

## (2)健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	A	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	サービス開始・終了時の配慮	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	A	A	

## (3)保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	B	B	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	B	B	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の提案
-----	-----	----	------	-------	-------

**(4)保育内容**

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	B	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	

**3 子育て支援****(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	B	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	A	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	A	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	B	A	

**4 子どもの安全****(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	B	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	A	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	B	B	

**5 地域との関わり****(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	B	B	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	